

第5章 施策の展開

行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。



(1) 多文化共生意識の高揚

- 多文化共生意識を高めるために特に必要とされる、人と人との交流を促進するため、交流の場づくりや共通体験の場の設定に取り組みます。
- 幼少期から青年期における国際交流を通じて、多文化共生意識の素地を身につけられるよう、学校等へのアウトリーチ事業を推進します。
- 国籍や民族などにかかわらず、人権を尊重しあい、安心して安全に共に暮らしていける多文化共生の社会を実現できるよう、「滋賀県人権施策推進計画（第2次改定版）」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）も踏まえながら、人権啓発を推進します。
- 相互理解を促進し、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた取組を行います。
- 地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化、世界の情勢などの学習機会等を通じ、県民の国際感覚の育成を推進します。

◆施策・取組◆

① 交流の場づくり

○ 交流の場づくり

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、様々な主体が連携し、国籍、文化、宗教などにかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、また、地域社会とつながる場づくりを推進します。

② 幼少期から青年期における多文化共生意識の素地づくり

○ 幼少期から青年期における多文化共生意識の素地づくり

（公財）滋賀県国際協会と連携し、国際交流や滋賀県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、多文化共生意識を育むことを推進します。

③ 多文化共生の意識づくり

○ 多文化共生の意識づくり

(公財)滋賀県国際協会と連携し、セミナーや研修会、出前講座等を開催し、多文化共生の意識づくりに向けた取組を行うとともに、主体的に活動する県民を育成します。

○ 多文化共生推進月間

多文化共生推進月間を設定し、多文化共生に関する理解の促進や交流の場づくりに向けた取組を行います。

○ 多文化共生推進についての周知広報

県が有する広報媒体を中心として、多文化共生の推進に関する周知広報を行います。特に、本プランについて「やさしい日本語」を含む多言語で、周知を図ります。

○ 人権意識の高揚

多文化共生を推進するため、「滋賀県人権施策推進計画(第2次改定版)」に基づき、人権教育・啓発の充実に努めます。

○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくり

市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などへの多文化共生の意識づくりの推進に努めます。

○ 地域住民に対する災害時の外国人支援についての意識づくり

災害時に地域において、外国人も含めたすべての県民が孤立することなく、円滑に避難生活が送れるよう、平時から顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する意識づくりに努めます。

○ 外国人を雇用する企業の社員に向けたコミュニケーション支援

外国人を雇用する県内企業の日本人社員を対象に、国によって文化・慣習が違うことなどを理解する研修を実施し、職場のコミュニケーションの円滑化を支援します。

○ 多文化共生社会に対応する国際教育の研修

教員研修において、(公財)滋賀県国際協会等と連携し、多文化共生社会に対応する国際教育に関する研修の充実に図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度の活用などにより、国際的な視野を広げ、異文化理解¹⁸の促進を図ります。

④ 多文化共生意識をもった行政職員の育成

○ 多文化共生意識をもった行政職員の育成

市町との間で連絡会議などを開催し、多文化共生に関する意見交換や様々な分野での情報交換を行うなど、市町との情報の共有や連携の構築を図るとともに、行政職員の多文化共生意識の向上に努めます。

(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり



- 市町や自治会などが、外国人も含めたすべての県民に自治会や地域活動への参加を積極的に働きかけることを推進します。
- 県内で留学している人や働いている人ならびにその家族など様々な立場の人が孤立しないよう、地域で開催されるイベントや日本語教室などへの参加の促進を通じ、交流の場づくりを推進します。
- 日本語が十分理解できない人にも、地域の活動やイベントへの参加を促すため、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなど、情報が伝わりやすい表現の活用を推進します。
- 県内に在住する外国人から自国の言葉や文化を学べる機会を増やすなど、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などを生かして、県内に在住する外国人の社会参画を促進し、地域の活性化や国際化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- すべての県民がそれぞれの能力を発揮し、いきいきと働くことができる、全員参加型の社会づくりを推進します。

◆施策・取組◆

<p>① 社会活動への参加促進</p> <p>○ 社会活動への参加促進のための情報提供 社会活動への参加を促すため、様々な主体と連携して、多言語や「やさしい日本語」などでの情報提供を推進します。</p> <p>○ 外国の文化や言語を生かした社会参画の推進 県内に在住する外国人や市町、国際交流協会等と連携し、文化や習慣、言語を学ぶことや体験する機会を増やすよう努め、県民の異文化理解力や国際感覚の育成を図るとともに、県内に在住する外国人の社会参画を推進します。</p> <p>○ 県内に在住する外国人や関係者から意見を聞く仕組みづくりの検討 県内に在住する外国人のニーズを把握するために、オンラインでのアンケートやタウンミーティングの開催といった意見を聞く仕組みづくりを検討します。</p> <p>○ 交流の場づくり *再掲 市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、様々な主体が連携し、国籍、文化、宗教などにかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、また、地域社会とつながる場づくりを推進します。</p> <p>○ 多文化共生推進月間 *再掲 多文化共生推進月間を設定し、多文化共生に関する理解の促進や交流の場づくりに向けた取組を行います。</p>

<p>② 地域で活躍する外国人の情報発信</p>
<p>○ 地域で活躍する外国人の情報発信 積極的にボランティア活動に取り組む外国人や地域で活躍する外国人芸術家、企業家、グループなどの情報発信を行います。</p>
<p>③ 多様性を生かした地域づくり</p>
<p>○ 多様な人材の活躍（ダイバーシティ¹⁹）の推進 国籍や民族のちがいかかわらず、多様な人材が能力を発揮し、いきいきと働くことができるように、先進的な企業の取組を紹介するなど、情報発信に努めます。</p> <p>○ 県内に在住する外国人との協働による滋賀の魅力発信 県内に在住する外国人と協働し、SNS等を活用した滋賀の魅力発信を行います。</p>
<p>④ 多文化共生の担い手の確保・育成</p>
<p>○ 異文化理解力や国際感覚の育成 （公財）滋賀県国際協会と連携し、国際交流や県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。</p> <p>○ 相談や通訳にかかる専門家の養成 市町などで多言語での相談や通訳を担当する職員を対象に研修会を開催するなど、多文化共生に係る人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。</p> <p>○ 日本語学習支援者の確保・育成 市町や国際交流協会等と連携し、日本語学習支援者の確保・育成のための取組を実施します。また、国等による日本語教育人材育成の研修等に関する情報提供を行います。</p> <p>○ 広域的な活動を推進する仕組みづくりの検討 日本語学習支援者などの多文化共生の担い手による広域的な活動を推進する仕組みづくりを検討します。</p> <p>○ 多文化共生社会に対応する国際教育の研修 *再掲 教員研修において、（公財）滋賀県国際協会等と連携し、多文化共生社会に対応する国際教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度の活用などにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。</p>
<p>⑤ 行政の「国際化」</p>
<p>○ すべての県民にとって利用しやすい行政 すべての県民にとって利用しやすい行政を目指し、案内表示の多言語化や窓口での「やさしい日本語」等を活用した対応、分かりやすい文書作成等に努めます。</p> <p>○ 県職員を対象とした外国語や「やさしい日本語」講座の実施 県職員を対象に、ミシガン州立大学連合日本センターや県国際交流員等による外国の言語や文化に関する講座や「やさしい日本語」の講座を開き、応対力向上に努めます。</p>

行動目標2 ころが通じるコミュニケーションの促進

すべての県民が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう取り組みます。



(1) 地域における情報の多言語化

- 生活に必要な情報を、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記で提供することを推進します。
- 外国語による対応ができるよう、通訳・相談員の配置を進めるとともに、多様化・専門化する相談に対応できるよう研修を行い、資質の向上に努めます。
- 多様なメディアを活用するなど、様々な主体と連携し、効果的な情報提供に努めます。

◆施策・取組◆

① 多言語による行政・生活・教育情報の提供

○ 多言語による行政・生活情報の提供

県は、外国語や「やさしい日本語」での情報提供に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページやSNSを通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディアを活用し、効果的な情報提供に努めます。

○ 分かりやすい案内表示の普及

公共施設などにおける外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなど県内に在住する外国人や外国からの観光客にも分かりやすい多様な案内表示の普及に努めます。

○ 外国人児童生徒等への母語支援員の派遣、オンライン通訳の設置

外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な支援員を必要に応じて派遣したり、面談等の際にオンラインによる通訳者を配置したりするなどして、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。

○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

② 多言語に対応した相談窓口の設置

○ 多言語に対応した相談窓口の設置

法務省所管の外国人受入環境整備交付金を活用し、外国語が話せる相談員や通訳を配置した相談窓口を設置します。

○ 相談や通訳にかかる専門家の養成 *再掲

市町などで多言語での相談や通訳を担当する職員を対象に研修会を開催するなど、多文化共生に係る人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

③ 理解しやすい情報（「やさしい日本語」など）の提供
○ 「やさしい日本語」等の普及 「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、理解しやすい日本語の表現について、市町とも連携し、行政職員や関係者等に対する普及を進めます。

④ 様々な主体との連携による情報提供
○ 様々な主体との連携による情報提供 行政や国際交流協会、市民活動団体などと連携し、多様な発信方法で、県内に在住する外国人への情報提供の充実に努めます。



(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- 身近な場所で日本語や日本社会などについて学べるよう、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業などが連携して、学習機会の提供に努めます。
- 県や市町は、地域の日本語教室への情報提供や、日本語教室との連携強化を進めます。
- 日本語や日本社会についての学習を必要とする県民への支援を進めます。
- 県、市町、国際交流協会、企業などとの連携の下、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進します。

◆施策・取組◆

① 日本語や日本社会についての学習機会の提供
○ 日本語学習機会の提供 市町や国際交流協会、市民活動団体などと連携しながら、学習者のニーズに応じた日本語学習機会の提供に努めます。
○ 日本語や日本社会についての学習に関する情報提供 日本語や日本社会について学べるよう、多言語情報紙や（公財）滋賀県国際協会ホームページ等を通じ、日本語教室の開催情報等の情報を提供します。
○ 留学生や県内で働く外国人に向けた日本語習得や職場慣習理解の促進 留学生や県内企業で働く外国人を対象に、日本語やビジネスマナーの講座を開催し、就労場面で用いる日本語の習得や日本の職場慣習の理解を促進します。
○ 介護を学ぶ留学生への日本語学習支援 介護福祉士養成施設等が実施する留学生への日本語学習支援等への支援を行います。

② 日本語教育人材の育成

○ 日本語学習支援者の確保・育成 *再掲

市町や国際交流協会等と連携し、日本語学習支援者の確保・育成のための取組を実施します。また、国等による日本語教育人材育成の研修等に関する情報提供を行います。

③ 日本語教室への支援

○ 日本語教室への情報提供

(公財)滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例などの情報提供に努め、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。

○ 日本語教室と関係機関との連携

市町や関係機関と連携し、地域の日本語教室への情報提供や、日本語教室を通じたニーズの収集を進めます。

○ 市町が実施する日本語教室運営に対する支援

自治振興交付金により、日本語学習および教材整備に係る経費を補助します。

④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

○ 滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議の実施

市町、国際交流協会、企業等とともに、地域の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行います。

○ 地域日本語教育を推進する事業の実施

地域日本語教育に関するコーディネーターのもとで、地域の日本語教室への助言や日本語学習支援者の確保・育成のための取組等を実施します。

○ 地域日本語教育の推進に係る計画の改定

市町や国際交流協会などの関係者と連携しながら、地域日本語教育の推進に係る計画の改定を行います。

行動目標3 安心して暮らせる生活環境の整備

すべての県民が、生活サービスを安心して利用でき、安全に暮らすことができる環境を整備します。



(1) 安心して暮らせる居住支援

- すべての県民の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

◆施策・取組◆

① 安心して暮らせる居住支援

○ セーフティネット住宅の普及や登録促進

外国人等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅（セーフティネット住宅）の普及や登録促進を行います。

○ 居住支援法人による活動の促進

賃貸住宅への入居に係る相談や見守り等の支援を行う居住支援法人について、市町との連携強化や県民への情報提供により活動を促進します。

○ 宅地建物取引業団体および業者への啓発

県内の宅地建物取引業団体および業者に向け、外国人も含めすべての県民が円滑に賃貸住宅に入居できるよう、啓発を行います。



(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- すべての県民が安心して生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉など社会保障に関する情報を、多言語や「やさしい日本語」で提供することに努めます。
- 外国人も含め誰もが地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。
- 外国語で対応できる医療機関や福祉施設を増やす取組を推進し、その機関の情報提供を進めます。

◆施策・取組◆

① 多言語などでの社会保障等の情報提供
○ 相談窓口等での情報提供 外国人相談窓口を通じ、社会保障等に関する情報提供や相談に応じます。また、国や市町、関係機関と連携し、多言語や「やさしい日本語」での情報提供に努めます。
② 多言語での受入体制の整備
○ 医療機関における多言語対応 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関をすべての医療圏域から選出し、拠点的な医療機関に対し、情報提供等による支援を行います。
○ 母語で介護を行う取組の推進 母語による介護サービスを受けられる取組を推進します。
③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
○ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供 県内に在住する外国人や外国からの観光客にとって利用しやすい外国語で対応が可能な県内の病院などについて、「医療情報ネット」や（公財）滋賀県国際協会のホームページを通じて情報提供します。
④ 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携
○ 保健・医療・福祉関係の相談窓口との連携 外国人相談窓口と保健・医療・福祉関係の専門の相談窓口との連携を促進するとともに、感染症等の相談窓口やDV ²⁰ ・子ども相談窓口では、必要に応じ、通訳を雇用するなどし、外国人の相談に多言語で対応できるよう体制の整備に努めます。
○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくり *再掲 市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などへの多文化共生の意識づくりの推進に努めます。

(3) 災害時への対応



- 災害時など緊急事態において県内に在住する外国人や外国からの観光客へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画内に対策を定めるとともに、計画に基づく支援や対策を行います。
- 平時から県内に在住する外国人に対して、「自助」に加え「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、市町や自治会などとも連携し、地域における防災訓練への参加を促進します。
- 市町や自治会、関係機関等と連携し、災害時外国人支援ツールなどを活用した防災訓練を実施し、災害時の外国人支援についての体験や学びの機会を提供します。
- 災害時には（公財）滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や相談対応に努めます。また、ボランティアや関係機関と協力しながら、被災地の外国人への支援を行います。
- 平時から（公財）滋賀県国際協会などの関係機関とのネットワークを構築し、災害時の支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

◆施策・取組◆

<p>① 防災知識等の普及啓発</p> <hr/> <p>○ 防災情報発信の推進</p> <p>市町や関係団体などと連携し、県内に在住する外国人や外国からの観光客に向けて多言語による防災情報の提供や災害時情報提供アプリ「Safety tips」を周知するなど、平時から防災に関する基本的な情報の発信を推進します。</p> <p>○ 地域住民に対する災害時の外国人支援についての意識づくり *再掲</p> <p>災害時に地域において、外国人も含めたすべての県民が孤立することなく、円滑に避難生活が送れるよう、平時から顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する意識づくりに努めます。</p> <p>○ 分かりやすい案内表示の普及 *再掲</p> <p>公共施設などにおける外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなど県内に在住する外国人や外国からの観光客にも分かりやすい多様な案内表示の普及に努めます。</p> <p>○ 「やさしい日本語」等の普及 *再掲</p> <p>「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、理解しやすい日本語の表現について、市町とも連携し、行政職員や関係者等に対する普及を進めます。</p>

<p>② 防災訓練の活用</p>
<p>○ 県内に在住する外国人への参加促進</p> <p>県内に在住する外国人のコミュニティや外国人が多く就業する企業に対し、市町や自治会、防災関係機関などと連携して、防災訓練への参加を働きかけ、防災意識を高め、災害に対する不安を解消することに努めます。</p> <p>○ 地域の防災訓練での体験機会の提供</p> <p>県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、県内で実施する防災訓練に参加し、災害時外国人支援についての体験や学びの機会を提供します。</p>
<p>③ 災害時外国人支援のための人材養成</p>
<p>○ 災害時外国人サポーター（ボランティア）養成講座の開催</p> <p>県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、平時より防災活動に参加し、災害発生時には外国人を支援するボランティアの養成を行い、災害時支援体制の充実に努めます。</p> <p>○ 地域や学校、消防学校での研修の実施</p> <p>県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、滋賀県国際交流員の協力のもと、地域や学校での外国人被災者についての体験型学習や、消防学校での研修を実施します。</p>
<p>④ 災害時における中核的な支援拠点の設置</p>
<p>○ 県や（公財）滋賀県国際協会の取組</p> <p>災害時には、県は「災害時における外国人県民等支援に関する協定」に基づき、（公財）滋賀県国際協会と相互に協力して、多言語での情報提供や相談対応、市町や関係機関、災害時外国人サポーター等と連携した支援を行います。また、災害時に円滑な支援ができるよう、平時から協定に基づく役割分担の確認などを行います。</p> <p>○ 市町や市町国際協会への支援や連携</p> <p>市町や市町国際交流協会が、多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」等の支援拠点の開設などを支援します。市町と連携して、外国人の被災状況の把握に努めます。</p>
<p>⑤ 広域的な災害支援体制の構築</p>
<p>○ 県内外の災害支援体制の構築</p> <p>大規模災害が発生すると、被災地以外の地域からの多数の支援が必要となることなどから、県内市町や（公財）滋賀県国際協会等と連携するとともに、近畿の地域国際化協会等、県外の関係機関等との災害時外国人支援に係る広域的な支援/受援体制を構築します。</p>



(4) 生活安全における支援の充実

- すべての県民が文化や生活習慣などのちがいかかわらず、日本社会の中で安全・安心に暮らすためのルールを理解し、事故や犯罪の被害者にも加害者にもならないための啓発活動や多言語での情報提供を、企業などと連携しながら推進します。
- すべての県民が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育の実施を推進します。

◆施策・取組◆

<p>① 地域安全対策の推進</p> <p>○ 地域における防犯活動の推進 地域の安全安心のため、県内に在住する外国人と協働し、各種防犯活動を推進します。</p> <p>○ 外国人少年の健全育成 外国人少年補導員を委嘱し、外国人少年の健全育成・非行防止活動を行うとともに、外国人学校や公立学校等への訪問を通じた啓発活動を行います。</p> <p>○ 防犯・交通安全啓発の実施 すべての県民が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人学校、企業、受入制度における監理を行う団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。</p> <p>○ コミュニティFM放送を活用した生活安全広報の実施 コミュニティFM放送と連携し、ポルトガル語等による生活安全情報を提供します。</p> <p>○ 「被害者の手引」の多言語化 犯罪被害者に渡す支援制度などを伝えるための手引(「被害者の手引」)を多言語化し、すべての県民へ犯罪被害者等への支援を周知します。</p>
--

<p>② 交通安全対策の推進</p> <p>○ 防犯・交通安全啓発の実施 *再掲 すべての県民が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人学校、企業、受入制度における監理を行う団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。</p> <p>○ 多言語による運転免許学科試験等の実施 運転免許の学科試験や外国免許からの切替え申請者に配布する「交通ルールの手引き」などの多言語化により、日本の交通ルールを学ぶ機会を提供します。</p>

行動目標4 働く場での活躍

地域経済や社会を支える貴重な担い手として、就労を目的に来県する外国人を円滑かつ適正に受け入れるとともに、すべての県民が働く場で活躍できるよう支援します。



(1) 円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍

- 県内の外国人材の受入れを促進するために「滋賀県外国人材受入サポートセンター」や「滋賀県国際介護・福祉人材センター」などの支援拠点を運営します。
- 大阪出入国在留管理局や滋賀労働局、外国人技能実習機構、県内外の大学などの関係機関・団体等と連携し、外国人材の採用や定着に向けた情報を収集し、企業等へ提供します。
- 外国人材の採用・定着にあたっては、適正雇用はもとより、受入後の就労および地域生活で必要となる技術や日本語の習得支援といった受入環境の整備を、雇用主である企業等が主体的に行う必要があることについて、関係機関・団体等と連携しながら助言・支援等を行います。
- 海外の大学や政府機関等と連携し、県内企業の外国人材採用の機会提供などに努めるとともに、大都市圏に外国人材が流出しないよう、滋賀労働局等と連携し、外国人材に対する多言語での就労相談や職業紹介等を行います。
- すべての県民が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人²¹を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。
- 県庁内の関係所属間の連携や関係機関との連携を図り、介護や建設業、製造業、農業等、主に人材不足が深刻な業種・分野での外国人材のニーズや受入れの状況等の実態把握や関連施策の推進を図ります。

◆施策・取組◆

① 支援拠点による取組

○ 滋賀県外国人材受入サポートセンターによる支援

県内企業における外国人材の円滑かつ適正な受入れや、定着・活躍を促進していくため、専門的なノウハウを有するアドバイザーによる相談や、県内事業者向けセミナーや留学生向けマッチングイベントの開催などを通じて、実情に応じたきめ細かな支援を行います。

○ 滋賀県国際介護・福祉人材センターによる支援

外国人介護人材の受入れに関するマッチング支援や外国人介護職員の育成および定着支援の取組を行います。

<p>② 適正雇用や受入環境の整備等に向けた助言や啓発</p>
<p>○ 国や市町などと連携した助言や啓発</p> <p>県内企業や経済団体等に対し、滋賀労働局等の国機関や市町、関係団体などと連携し、外国人材の適正雇用や日本語習得支援などの受入環境の整備等に関する助言や啓発を行います。</p>
<p>③ 海外からの外国人材の受入支援</p>
<p>○ 海外の大学等との連携によるマッチング支援</p> <p>海外の政府機関や大学、送り出し機関等と連携し、外国人材と県内企業等とのマッチングを支援します。</p>
<p>④ 留学生や県内で働く外国人の雇用や定着に向けた支援</p>
<p>○ 留学生や県内で働く外国人に向けた日本語習得や職場慣習理解の促進 *再掲</p> <p>留学生や県内企業で働く外国人を対象に、日本語やビジネスマナーの講座を開催し、就労場面で用いる日本語の習得や日本の職場慣習の理解を促進します。</p> <p>○ 外国人を雇用する企業の社員に向けたコミュニケーション支援 *再掲</p> <p>外国人を雇用する県内企業の日本人社員を対象に、国によって文化・慣習が違うことなどを理解する研修を実施し、職場のコミュニケーションの円滑化を支援します。</p> <p>○ 介護分野に係る留学生の育成や雇用に向けた支援</p> <p>介護福祉士養成施設が実施する留学生の日本語学習支援等の取組や留学生の就労予定先の介護施設等が支給する奨学金等の取組への支援を行います。</p>
<p>⑤ 就労支援窓口における多言語対応</p>
<p>○ 就労支援窓口における多言語対応</p> <p>「しがジョブパーク」「滋賀マザーズジョブステーション」といった就労支援窓口において、求職者に対する労働関係の情報提供に多言語で対応できるよう努めます。</p>
<p>⑥ 県内に定住する外国人への職業訓練機会の提供</p>
<p>○ 県内に定住する外国人への職業訓練機会の提供</p> <p>社会状況やニーズを踏まえ、就労制限のない県内に在住する外国人を対象とした職業訓練の機会の提供を行います。</p>
<p>⑦ 外国人材関連施策の推進</p>
<p>○ 外国人材のニーズや受入状況の把握、関連施策の推進</p> <p>滋賀県多文化共生推進本部等を活用し、県庁内の連携や関係機関との連携を図り、県内企業における外国人材のニーズや受入状況の把握に努め、関連施策を推進します。</p>

行動目標5 次世代を育成する教育および保育の充実

国籍や民族などのちがいかかわらず、誰もが等しく教育および保育を受けられる環境を整備し、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。



(1) 教育および保育環境の整備

- 外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導、母語による学習サポートの実施およびそれらを実施するための教員の増員や不就学の可能性のある児童生徒の把握などを通して、外国人児童生徒等の受入体制の整備を進めます。
- 高等学校で教育を受ける機会を促進するため、進路ガイダンスや進学のための多言語冊子を活用するなどし、外国人生徒等やその保護者に対し、進学情報を提供します。
- 日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実等により外国人児童生徒等教育への指導力の向上を図ります。
- 日本人も外国人も含めたすべての児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際教育を推進する人材の育成に努めます。
- 外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、居場所づくりなどに取り組む国際交流協会や市民活動団体などを支援し、学校教育との連携を推進します。
- 外国人学校の各種学校移行や学校法人化等の推進、体験学習の機会提供を行います。
- 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育や保育について、保育士等の増員や認可外保育施設への支援、幼児期教育センターの運営などを通して、子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備します。

◆施策・取組◆

① 外国人児童生徒等の受入体制の整備
○ 外国人児童生徒等の円滑な受入れの推進 「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人児童生徒等が多い地域での市町立小中学校への円滑な受入れを推進します。
○ 「特別の教育課程」による日本語指導 日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ、個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法（DLA） ²² を活用し、きめ細かな指導を進めます。
○ 不就学の可能性がある児童生徒の把握と就学促進 市町と連携し、不就学の可能性がある外国人の子どもを把握し、就学促進を図ります。

<p>② 外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備</p> <hr/> <p>○ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員²³の配置や非常勤講師の派遣</p> <p>外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する市町立小中学校および県立学校に対して加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行います。</p> <p>○ 外国人児童生徒等への母語支援員の派遣やオンライン通訳の設置 *再掲</p> <p>外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な支援員を必要に応じて派遣したり、面談等の際にオンラインによる通訳者を配置したりするなどして、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。</p> <p>○ 外国人児童生徒等オンライン日本語教室</p> <p>学校生活に必要な日本語の定着が不十分な児童生徒を対象に、オンラインによる日本語指導を行います。</p>
<p>③ 外国人児童生徒等の進路支援への取組</p> <hr/> <p>○ 進路ガイダンスの開催支援</p> <p>外国人児童生徒等やその保護者を対象に、日本の教育制度への理解を深めるため、高等学校進学のための進路ガイダンスの開催を支援するとともに、市町や関係団体などとの連携を促進します。</p> <p>○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成 *再掲</p> <p>県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。</p> <p>○ 県立高等学校入学者選抜における受検上の配慮の実施</p> <p>県教育委員会が必要と判断した海外帰国生徒や外国人生徒に対し、検査問題等へのルビ振りや時間延長などの受検上の配慮を実施しており、一層の充実に努めます。</p>
<p>④ 児童生徒への国際教育の推進</p> <hr/> <p>○ 異文化理解力や国際感覚の育成 *再掲</p> <p>(公財) 滋賀県国際協会と連携し、国際交流や県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。</p>
<p>⑤ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等</p> <hr/> <p>○ 「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」での情報交換や研修</p> <p>帰国・外国人児童生徒教育担当者、市町教育委員会関係者などを対象に、外国人児童生徒等の教育や就学に係る連絡協議を行う「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」において、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方等についての情報交換や研修などを実施し、教員の資質向上に努めます。</p> <p>○ 多文化共生社会に対応する国際教育の研修 *再掲</p>

教員研修において、(公財)滋賀県国際協会等と連携し、多文化共生社会に対応する国際教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度の活用などにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。

⑥ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

○ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

地域で開催される外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育などの市民活動を推進するため、(公財)滋賀県国際協会などと連携し、助成制度等に関する情報提供や先進的な取組についての情報発信を行います。

また、支援に取り組む市民活動団体と情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。

⑦ 外国人学校への支援

○ 外国人学校の法的地位の明確化

外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を推進します。

○ 各種学校を運営する学校法人への支援

義務教育に準ずる教育を行う各種学校を運営する学校法人への支援を行います。

○ 外国人学校への体験学習支援

外国人学校の子どもを対象に、琵琶湖を中心とした滋賀県の地理・歴史・自然等についての学習や芸術鑑賞などの体験学習の機会の提供に努めます。

⑧ 夜間中学の円滑な運営に向けた助言等

○ 夜間中学の円滑な運営に向けた助言等

令和7年(2025年)4月より湖南市に開設される夜間中学「湖南市立甲西中学校夜間学級」の運営が円滑に進むよう、教育課程に対する助言や適切な教員配置等を行います。

⑨ 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育・保育の充実

○ 各家庭の状況に応じた個別の支援の充実

外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている保育所等での、保育士等の増員や通訳等の活用などを通して、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

○ 保育の充実や質の向上に向けた指導や助言および支援

外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設に対して、保育士の配置や保育の質の向上、内容の充実に向けた指導・助言を実施します。

○ 外国につながりをもつ子ども等の切れ目のない支援

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育振興基本方針に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受入れや小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援に向けて、幼児期教育センターによる研修の充実を図ります。